

教材における正誤のお知らせ

このたび、「科目別答練・民法②」「ミニテスト」につきまして、下記の正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	誤	正
科目別答練・民法② 問題 3・問題 肢 2・4 行目	～自己に対してすることを求めるができる。	～自己に対してすることを求める こと ができる。
科目別答練・民法② 問題 3・解説 肢 4・4 行目	～したがって、 B のした C への 弁済を～	～したがって、 C のした B への 弁済を～
ミニテスト憲法④ 問題 4・問題 肢 1・1～2 行目	～有罪とされ、刑罰を科される ことはない。	～有罪とされ、 又は 刑罰を科される ことはない。
ミニテスト行政法① 問題 1・問題 肢ア・2 行目	～原則のことを法律による行政 の 原則 という。	～原則のことを法律による行政 の 原理 という。

以 上